

木のぬくもり
自然の息吹
あたたかいぬくもり
環境にやさしい
木造住宅

みやざきの家

大切に造って長く暮らそう



宮 崎 県



これは 安心!

みやざきの

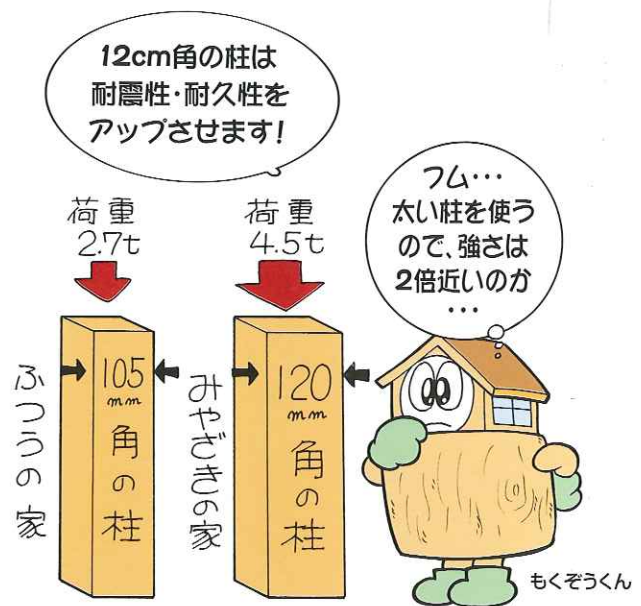
住宅の耐震性

1 地震・台風**に強い構造**

1) 柱の太さは12cm角

柱は、屋根や2階の床の重さを支える大事な部分なので、「みやざきの家」では、すべての柱(間柱を除く)の太さを12cm角としています。

また、2階の隅柱等は通柱とし、2階の柱や壁はなるべく、1階の柱や壁の上にのせるように配置しましょう。

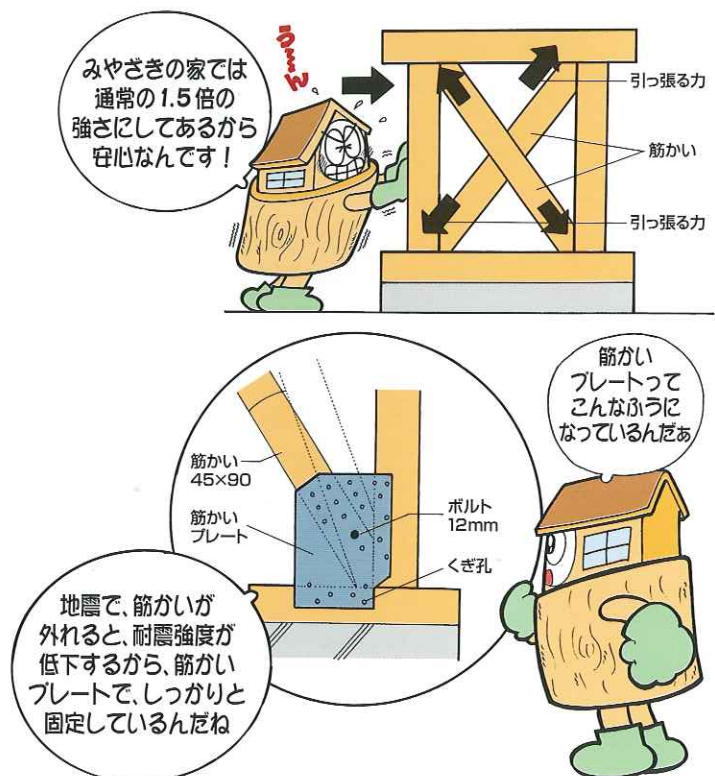


2) 耐力壁の長さは通常**の1.5倍**

地震や台風などで建物に横からの力が加わったとき、それに耐える働きをするのが筋かいなどの耐力壁です。

「みやざきの家」では、通常の1.5倍の筋かいをバランスよく入れることで耐震・耐風性をアップさせています。

また、筋かいと柱や土台等とは、筋かいプレートでしっかり固定しましょう。





家仕様の主な特徴を

に関すること

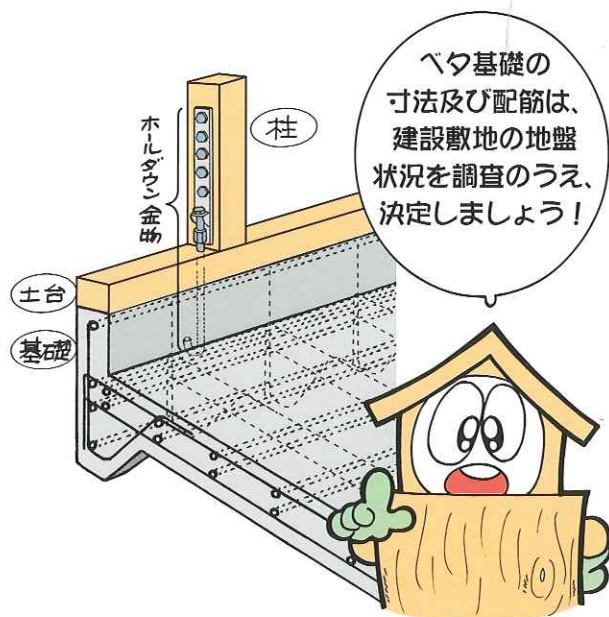
2 住まいを支える基礎構造

1) 基礎はベタ基礎

「みやざきの家」では、鉄筋コンクリート面全体で建物を支えることができる「ベタ基礎」を標準仕様としています。

でも、軟弱地盤では「不同沈下」を起こしてしまうことがありますので、事前に必ず地盤調査を行いましょう。

また、地震の時に土台から柱が抜けるのを防ぐため、基礎と柱を直接つなぐホールダウン金物などの接合金物をしっかり取り付けましょう。



「みやざきの家」って地震に強いんだ！



1995年の阪神・淡路大震災では、木造住宅にも大きな被害がありました。

そのため、宮崎県は「みやざきの家」仕様の木造住宅を造り、兵庫県南部地震と同程度の震度7の地震がきても安全であることを確かめるため、宮崎県産材を使用した実物大木造住宅(2階建、約132㎡)の振動実験を行いました。

その結果、5回の振動実験でも「みやざきの家」には、大きな被害はなく、地震への安全性が実証されました。

「みやざきの家」は、宮崎県の気候・風土に合った優良な木造住宅であり、地震にも台風にもとっても強いのです。

ご紹介!

構造躯体の耐久性に関すること

3 丈夫で長持ちの住まい

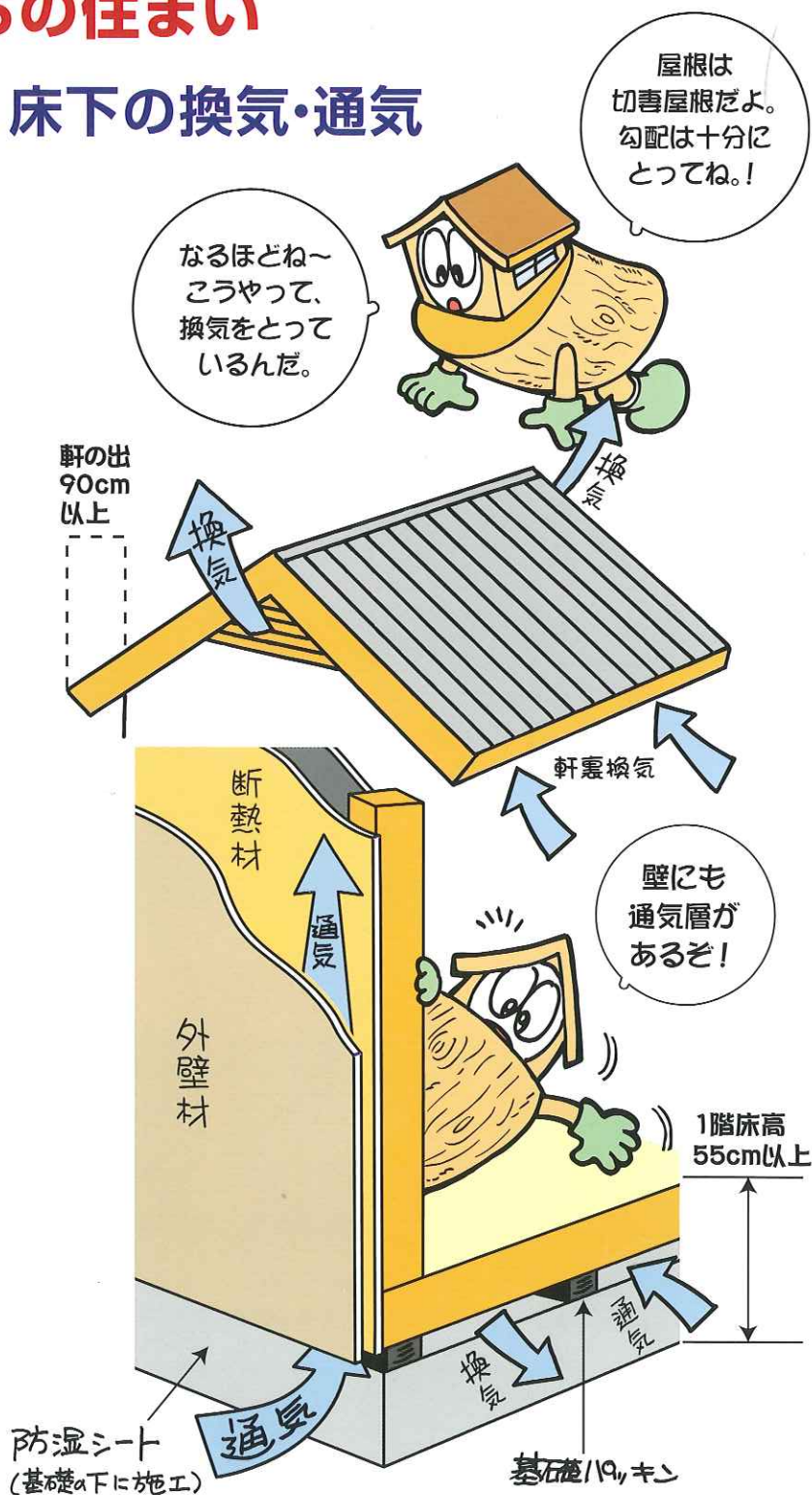
1) 小屋裏、外壁、床下の換気・通気

木造住宅の劣化に深く関係する水分を排除するために、「みやざきの家」では、小屋裏、外壁、床下に十分な換気・通気対策をとり、結露やシロアリ被害等の原因を防ぐことで、建物の耐久性をアップさせています。

2) 雨じまい

屋根の形状は、単純な方が雨じまいや換気にとっては有利なため、「みやざきの家」では、屋根勾配4.5寸の切妻屋根を推奨しています。

また、外壁材への雨がかりを少なくするために、1階の床高は地面から55cm以上、軒の出は90cm以上取るように推奨しています。



長期優良住宅の普及の促進に関する法律

持続可能な社会の実現を目指し、良質な住宅を長く大切に使うことによる地球環境への負荷の低減や建替えコストの軽減を図るため、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進する法律が施行されました。(平成21年6月4日)

長期優良住宅認定基準のイメージ(木造戸建住宅)

劣化対策

数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること
劣化対策等級3に加えて、
・床下及び小屋裏の点検口を設置。
・床下空間に330mm以上の有効高さを確保。

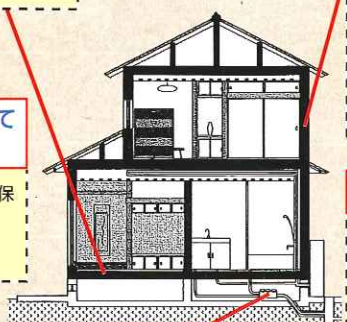
耐震性

極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化をはかるため、損傷のレベルの低減をはかる。

次のいずれかの措置を講じる。
・免震建築物であること。
・大規模地震時の地上部分の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合をそれぞれ1/40以下とする。(層間変形角を確認)
・耐震等級(倒壊等防止)の等級2とする。

長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能

必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。
・省エネルギー対策等級4



計画的な維持管理

建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること。

・構造耐力上主要な部分、雨水の侵入を防止する部分及び給水・排水設備について点検の時期・内容を定めること。
・少なくとも10年ごとに点検を実施すること。

維持管理・更新の容易性

構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること。

・維持管理対策等級(専用配管)等級3

住戸面積

良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。

・75㎡以上(2人世帯の一般型誘導居住面積水準)、かつ、住戸内の一つの階の床面積が40㎡以上。

※地域の実情に応じて引上げ・引下げを可能とする。ただし、55㎡(1人世帯の誘導居住面積水準)を下限とする。

居住環境

良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。



安全安心な住まいをあなたに!

みやざき住まいの 安心情報バンク ~ゆとりネット~

県では、住まいの安全安心を支援するための情報提供サイトを開設しています。

- 住宅の建設やリフォームに関すること
- 耐震診断に関すること
- 税金に関すること

など様々なお役立ち情報が掲載されていますので、是非ご活用ください。

<http://www.yutori-net.jp/>

みやざき住まいの安心情報バンク
~ゆとりネット~

宮崎県 Google

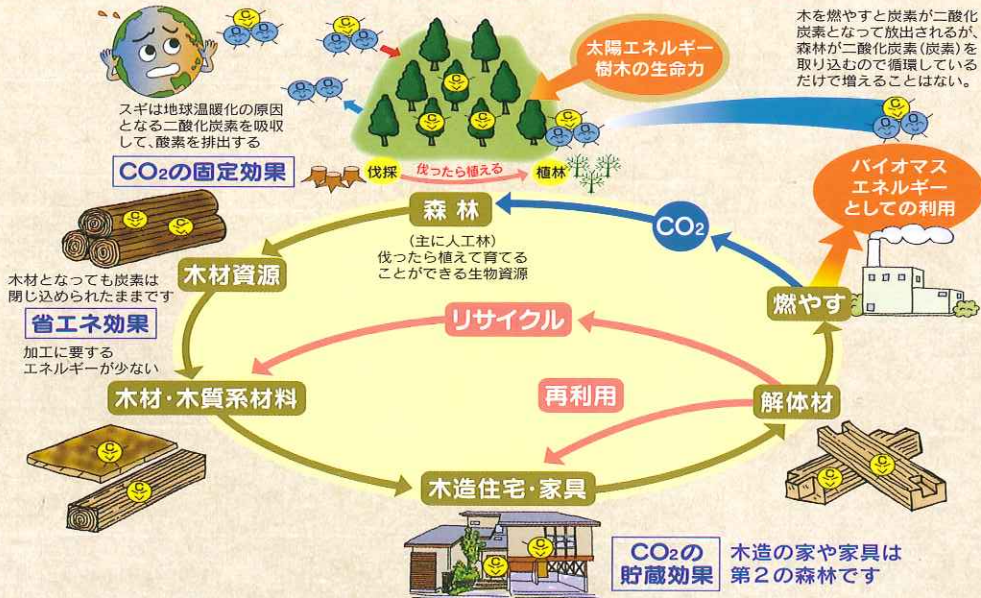
安心安全な住まいをあなたに!

みやざき産材の家づくり

住宅建設	リフォーム	耐震	税金
新築住宅	住宅の補修・改修	耐震診断	住宅ローン
中古住宅の探し方	リフォームの選び方	耐震診断の費用	住宅ローン控除
賃貸住宅の選び方	リフォームの費用	耐震診断の時期	住宅ローン減税
住宅の購入	リフォームのメリット	耐震診断のメリット	住宅ローン優遇
賃貸の購入	リフォームのデメリット	耐震診断のデメリット	住宅ローン優遇の特典
住宅の維持・管理	リフォームの注意点	耐震診断の注意点	住宅ローン優遇の申請方法
Q&A	リフォームの最新情報	耐震診断の最新情報	住宅ローン優遇の最新情報
相談・情報窓口	リフォームの相談窓口	耐震診断の相談窓口	住宅ローン優遇の相談窓口

木材を使うために伐ることは、環境破壊でなく森を豊かにします。

地球を守る森林の育成と木材利用のサイクル



[お問い合わせ先]

宮崎県県土整備部建築住宅課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁1号館6階

TEL.0985-26-7196 FAX.0985-20-5922

{E-mail} kenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp